

佐賀県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年9月30日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

1 合意した者

- (1) 祐徳自動車株式会社
- (2) JR九州バス株式会社
- (3) 西肥自動車株式会社
- (4) 佐賀県公安委員会
- (5) 嬉野市長
- (6) 九州運輸局佐賀運輸支局長
- (7) 温泉タクシー株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所	所在地
嬉野老人福祉センター前（南向き）	嬉野市嬉野町大字下宿乙2069番5先
ユースポ入口（西向き、東向き）	嬉野市嬉野町大字下宿乙1101番2先
嬉野市役所前（西向き、東向き）	嬉野市嬉野町大字下宿乙548番1先
昭和通り（西向き）	嬉野市嬉野町大字下宿乙381番6先
温泉四区（西向き）	嬉野市嬉野町大字下宿乙2354番6先
築城（東向き）	嬉野市嬉野町大字下宿甲4730番25先
井手川内（北向き、南向き）	嬉野市嬉野町大字下野甲5699番2先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。

(1) 運行事業者

温泉タクシー株式会社

(2) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業（路線不定期運行）

(3) 事業

一般乗合旅客自動車運送事業（実証運行を含む。）

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3の運行時間内に限るものとする。